

EVENT GUIDE



名称	日時	会場等	お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会 第64回通常総会	5/31(金) 13:30~	会場：三重県勤労者福祉会館 6階講堂 (津市栄町1丁目891番地)	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195
第56回 中小企業団体三重県大会	10/10(木) 13:30~	会場：アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	三重県中小企業団体中央会 企画情報課 TEL059-228-5195
第71回 中小企業団体全国大会	11/7(木)	会場：鹿児島アリーナ (鹿児島県鹿児島市)	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

～同一企業内における正規・非正規の間の不合理な待遇差の解消～
(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

見直しの目的

同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、
どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、
多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

見直しの内容

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
裁判の際の判断基準となる「均衡待遇規定」と「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一的に整備。
- ② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化
- ③ 行政による事業主への助言・指導等や
裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

施行期日

2020年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・
有期雇用労働法(注)の適用は
2021年4月1日

(注)パートタイム労働法は有期雇用労働者も法の対象に含まれることとなり、
法律の略称も「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

「働き方改革」の実現に向けて → <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>
同一労働同一賃金特集ページ → <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

問い合わせ先

内容	名称	電話
パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ	三重労働局雇用環境・均等室	059-226-2318
労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ	三重労働局職業安定部需給調整事業室	059-226-2165
具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ	三重県働き方改革推進支援センター	0120-331-266 (平成30年度中)

中小企業組合の設立・運営のご相談は三重県中央会まで!

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp

<https://www.facebook.com/chuokai.mie>



【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

過去の「中小企業組合ほっと通信」の情報については三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。